

令和5年2月定例会

総務常任委員会説明資料
(条例等関係)

室部部局局局局
公興事務
事務振納会
事画委員会
知総企出人監議

第 54 号

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条の3」を「第56条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法（昭和29年法律第162号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	議案名	内 容
第54号	熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 条例改正の趣旨 警察法（昭和29年法律第162号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 警察法の一部改正に伴う所要の規定の整理（第1条中「第56条の3」を「第56条の5」に改めるもの）を行う。</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>

第 55 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第193号の次に次の1号を加える。

(193) の 2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する
特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

第2条第1項第194号の2中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料」を「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料」に改め、同項第194号の3中「第53条第5項」を「第53条第5項（第4号に係る部分を除く。）」に、「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料」を「前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(194) の 4 建築基準法第53条第5項（第4号に係る部分に限る。）の規定に基づく
建築物の建蔽率に関する許可の申請に対する審査

建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物
の建蔽率の許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第195号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項第198号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項第200号の4の次に次の1号を加える。

(200) の 5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する
審査

高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第201号中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建

築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同項第204号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第207号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項第208号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同項第209号中「第68条の5の5第1項」を「第68条の5の6」に、「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項第213号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第213号の3ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第214号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項第214号の2中「基づく同一敷地内認定建築物以外の」を「基づく公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項第214号の3中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に、「同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の許可申請手数料」に改め、同号ア中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項第216号中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第400号の8の次に次の2号を加える。

(400)の9 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査

特定自動運行許可申請手数料 79,200円

(400) の10 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査

特定自動運行計画変更許可申請手数料 78,500円

第2条第1項第478号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同項第479号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同項第591号中「第11条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第625号中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号ア中「又は（イ）」を「から（ウ）まで」に改め、同号ア（イ）中「場合」の次に「（誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。次号ア（イ）、別表第26の5及び別表第26の8において同じ。）により評価する方法による場合に限る。））」を加え、同号アに次のように加える。

（ウ） 適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合（誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。次号ア（ウ）、別表第26の5及び別表第26の8において同じ。）により評価する方法による場合に限る。） 19,000円

第2条第1項第625号イ中「全体」の次に「又は複合建築物の非住宅部分若しくは住宅部分」を加え、同号ウを削り、同項第625号の2中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号ア中「又は（イ）」を「から（ウ）まで」に改め、同号ア（イ）中「場合」の次に「（誘導性能基準により評価する方法による場合に限る。））」を加え、同号アに次のように加える。

（ウ） 適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合（誘導仕様基準により評価する方法による場合に限る。） 9,500円

第2条第1項第625号の2イ中「全体」の次に「又は複合建築物の非住宅部分若しくは住宅部分」を加え、同号ウを削る。

別表第26の5を次のように改める。

別表第26の5（第2条第1項第625号関係）

区分		金額
適合証、設計住	申請住戸数が1戸の場合	6,000円

宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	12,000円	
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	20,000円	
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	34,000円	
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	56,000円	
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	100,000円	
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	159,000円	
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	200,000円	
	申請住戸数が300戸を超える場合	214,000円	
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいづれも添付されない場合	誘導性 能基準 により 評価す る方法	申請住戸数が1戸の場合	36,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	72,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	100,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	141,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	202,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	288,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	391,000円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	513,000円
	申請住戸数が300戸を超える場合	603,000円	
	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	申請住戸数が1戸の場合	19,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	35,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	50,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	72,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	108,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	163,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	232,000円
申請住戸数が201戸から300戸までの場合		299,000円	
申請住戸数が300戸を超える場合	340,000円		

別表第26の8を次のように改める。

別表第26の8（第2条第1項第625号の2関係）

区分		金額
適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定する	申請住戸数が1戸の場合	3,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	6,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	10,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	17,000円
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	28,000円

ものが添付された場合	申請住戸数が51戸から100戸までの場合		50,000円
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合		79,500円
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合		100,000円
	申請住戸数が300戸を超える場合		107,000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいづれも添付されない場合	誘導性能基準により評価する方法	申請住戸数が1戸の場合	18,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	36,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	50,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	70,500円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	101,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	144,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	195,500円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	256,500円
誘導仕様基準により評価する方法	申請住戸数が1戸の場合	9,500円	
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	17,500円	
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	25,000円	
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	36,000円	
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	54,000円	
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	81,500円	
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	116,000円	
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	149,500円	
申請住戸数が300戸を超える場合	170,000円		

別表第26の11の2備考3中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削る。

別表第26の12中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の12(第2条第1項第625号の5関係)

区分			金額
住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上)	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき5,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの
	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		20,000円

に関する法律 第11 条第1 項に規 定する 住宅部 分をい う。以 下この 表から 別表第 26の 14ま でにお いて同 じ。)				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円		
				面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円		
	適合証 、設計 住宅性 能評価 書及び これら に相当 するも のとし て知事 が指定 するも ののい ずれも	誘導性 能基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円		
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円		
			共同住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円		
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円		
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	174,000円		
				面積が5,000平方メートル以上のもの	249,000円		
			添付さ れない 場合	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円
						1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
	共同住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの			29,000円		
		面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			51,000円		
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			91,000円		
		面積が5,000平方メートル以上のもの			138,000円		
非住宅	適合証又はこれに相当する		面積が300平方メートル	10,000円			

部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第2の14までにおいて同じ。）	ものとして知事が指定するものが添付された場合		未満のもの	
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円
			適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	100,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	328,000円

			方メートル未満のもの	
			面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円
	標準入力法等により評価されているもの		面積が300平方メートル未満のもの	201,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	256,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円

別表第26の12備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

4 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第26の13中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の13(第2条第1項第625号の6関係)

		区分	金額
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当	一戸建ての住宅	1戸につき2,500円
		共同住宅	面積が300平方メートル

するものとして 知事が指定する ものが添付され た場合	等		未満のもの	
			面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	10,000円
			面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの	22,000円
			面積が5,000平方メー トル以上のもの	39,000円
適合証 、設計 住宅性 能評価 書及び これら に相当 するも のとし て知事 が指定 するも ののい ずれも 添付さ れない 場合	誘導性 能基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200 平方メートル未満のもの	1戸につき15, 500円
			1戸当たりの面積が200 平方メートル以上のもの	1戸につき17, 000円
		共同住宅 等	面積が300平方メートル 未満のもの	30,500円
			面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	51,000円
			面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの	87,000円
			面積が5,000平方メー トル以上のもの	124,500円
	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200 平方メートル未満のもの	1戸につき8,0 00円
			1戸当たりの面積が200 平方メートル以上のもの	1戸につき8,5 00円
		共同住宅 等	面積が300平方メートル 未満のもの	14,500円
			面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	25,500円
			面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ	45,500円

		ートル未満のもの			
		面積が5,000平方メートル以上のもの	69,000円		
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円		
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,500円		
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,000円		
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,000円		
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	61,500円		
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	77,500円		
		面積が25,000平方メートル以上のもの	97,000円		
		適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されな	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	38,500円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	50,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円		
		面積が5,000平方メー	136,500円		

い場合		トル以上10,000平方メートル未満のもの	
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	192,500円
	標準入力法等により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	100,500円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	338,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	385,500円

別表第26の13備考8を同表備考10とし、同表備考7を同表備考9とし、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

4 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第26の14住宅部分の部適合証、認定通知書、建設住宅性能評価書及びこれらに

相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合の項中「、モデル住宅法又はフロア入力法」を「又はモデル住宅法・フロア入力法」に改め、同表備考5中「並びに第10条第2号」を削り、同表備考7中「モデル住宅法」を「モデル住宅法・フロア入力法」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表備考8を削り、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とする。

別表第27化学及び物理試験の項中「29, 280円」を「30, 030円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条第1項第193号の次に1号を加える改正規定、同項第194号の3の改正規定（「第53条第5項」を「第53条第5項（第4号に係る部分を除く。）」に改める部分に限る。）、同号の次に1号を加える改正規定、同項第198号の改正規定、同項第200号の4の次に1号を加える改正規定、同項第213号及び第213号の3から第214号の3までの改正規定、同項第400号の8の次に2号を加える改正規定、別表第27化学及び物理試験の項の改正規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第184号の次に1号を加える改正規定、同項第185号の3の次に1号を加える改正規定、同項第191号の4の次に1号を加える改正規定、同項第205号から第205号の3までの改正規定及び同項第363号の8の次に2号を加える改正規定に限る。） 令和5年4月1日

(3) 第2条第1項第478号及び第479号の改正規定 令和5年5月26日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第184号の次に次の1号を加える。

184の2 建築物の容積率の特例認定申請手数料

別表第1手数料の項第185号の2及び第185号の3を次のように改める。

185の2 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料

185の3 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物

の建蔽率の許可申請手数料

別表第1手数料の項第185号の3の次に次の1号を加える。

185の4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請手数料

別表第1手数料の項第186号を次のように改める。

186 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第1手数料の項第191号の4の次に次の1号を加える。

191の5 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料

別表第1手数料の項第192号を次のように改める。

192 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

別表第1手数料の項第195号を次のように改める。

195 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第1手数料の項第200号を次のように改める。

200 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料

別表第1手数料の項第205号から第205号の3までを次のように改める。

205 公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料

205の2 公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

205の3 公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の許可申請手数料

別表第1手数料の項第207号を次のように改める。

207 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第1手数料の項第363号の8の次に次の2号を加える。

363の9 特定自動運行許可申請手数料

363の10 特定自動運行計画変更許可申請手数料

(提案理由)

建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	議案名	内 容
第55号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 新たに手数料を設けるもの</p> <p>ア 建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請手数料 160,000円</p> <p>ウ 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 160,000円</p> <p>エ 特定自動運行許可申請手数料 79,200円</p> <p>オ 特定自動運行計画変更許可申請手数料 78,500円</p> <p>(2) 新たに手数料の対象に加えるもの</p> <p>ア 誘導仕様基準により評価する方法による場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 19,000円ほか</p> <p>イ 誘導仕様基準により評価する方法による場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 9,500円ほか</p> <p>ウ 誘導仕様基準により評価する方法による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 16,000円ほか</p> <p>エ 誘導仕様基準により評価する方法による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 8,000円ほか</p> <p>(3) 手数料の額を改定するもの</p> <p>産業技術センター分析、試験又は設計手数料 29,280円から30,030円に改定</p> <p>(4) 所要の規定の整理を行うもの</p> <p>ア 建築基準法の一部改正に伴うもの</p> <p>イ 宅地造成等規制法の一部改正に伴うもの</p> <p>ウ 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴うもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴うもの</p> <p>オ その他規定の整理</p>

		<p>3 施行期日</p> <p>(1) 2 (2) 並びに (4) ア及びウからオまで並びに 4 (2) の一部 公布の日</p> <p>(2) 2 (1)、(3) 及び 4 (1) 並びに (2) の一部 令和5年4月1日</p> <p>(3) 2 (4) イ 令和5年5月26日</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 所要の経過措置を定める。</p> <p>(2) 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の関係規定を整理する。</p>
--	--	--

第 56 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の8の項中「第8条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第8条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第15条第1項若しくは第2項」を「第15条第1項から第3項まで」に改め、「第15条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第39条第1項から第4項まで」を「第39条第1項から第5項まで」に、「第39条の2第1項から第3項まで」を「第39条の2第1項から第4項まで」に改め、「第47条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第47条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第57条第1項若しくは第2項」を「第57条第1項から第3項まで」に改め、「第57条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第66条第1項若しくは第2項（同条第5項）」を「第66条第1項から第3項まで（同条第6項）」に、「同条第3項（同条第5項）」を「同条第4項（同条第6項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	議案名	内 容
第56号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 県内の市町村長その他の市町村の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務から、国土調査法による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるものを削除する。（別表第1関係）</p> <p>(2) 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（別表第2関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

第 57 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 4 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3年以内」とあるのは、「令和7年3月31日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長すること及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	議案名	内 容
第57号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長すること及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることに伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を2年間延長する。</p> <p>(2) 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設ける。</p> <p>3 施行期日</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

第 68 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区菅原町6番20号カーサ・サリーレ203号室
氏名 本吉幸雄
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

包括外部監査契約の締結についての概要

議案番号	議案名	内 容
第68号	包括外部監査契約の締結について	<p>包括外部監査契約（令和5年度分）の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。</p> <p>(1) 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする。</p> <p>(2) 契約の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>(3) 契約の相手方 住 所：熊本市中央区菅原町6番20号カーサ・サリーレ203号 室 氏 名：本吉幸雄（もとよしゆきお） 資 格：公認会計士</p> <p>※選任の理由 ○包括外部監査制度で予定している監査は、いわゆる「財務監査」であり、公認会計士は財務に関する専門的な知識を有していることから本監査を遂行するのに適した資格と認められる。 ○本吉氏は、平成25年度から令和3年度まで本県包括外部監査人補助者を務めており、また、令和4年度は本県包括外部監査人を務めていることから、本県の行財政に精通し、監査の遂行に当たって必要な地方公共団体の財務管理等の識見を有していると認められる。</p>